

所属長 各位

横浜市立学校教職員互助会事務長

年度末の互助会関係の諸手続きについて（依頼）

日頃、互助会事業へのご理解ご協力をいただきありがとうございます。年度末の互助会関係の手続きについて、次のとおり周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

*横浜市立小・中・特別支援学校については、以下、「市立小学校等」と表記します。

1 退会に係る手続

(1) 事由別手続方法等

退会事由	退会届 (互助会・ 振興会共通)	会員証		職員別	備考
		互助会	振興会		
退職 (定年、自己都合、死亡)	不要	返却不要	振興会へ返却※	正規・再任用	勤続年数に応じて永年勤続退職者旅行券引換券の配付あり (正規教職員のみ)
教育委員会事務局等への異動 国大附属、県機関への転出					今後異動により、市立小学校等へ戻ってこられた場合には、次頁参照 (異動のタイミングにより、加入の手続きが必要な場合があります)
任期終了				育児休業代替任期待・臨時的任用職員(以下「任期付等職員」)	任期終了後、 ◎翌月以内に、次の任用が開始される場合は自動継続 ◎翌々月以降に、次の任用が開始の場合は自動継続できないため、互助会が電話等で継続意思を確認

※ 返却方法は3月発行の「振興会だより」をご覧ください。

(2) 休業や無給休職の場合の会員の取扱い

事由	会員資格	手続	備考
自己啓発等休業 配偶者同行休業 大学院修学休業 自己啓発休職	中断 (会費徴収なし)	不要	・中断期間中は、リフレッシュ補助券配付なし ・中断期間中に祝金等の給付事由が発生した場合は、復職後から2年以内に請求可能

2 加入に係る手続

事由別手続方法等

加入事由	手続		備考 (③～④：改めて詳細を3月に通知します)
	互助会	振興会	
①退職後に再任用になる場合 (定年前再任用短時間も含む)	不要	不要	互助会：自動で継続加入 振興会：加入不可になります
②自己啓発等休業、休職、配偶者同行休業、自己啓発休職の終了	不要	不要	互助会・振興会： 手続不要で、以前の会員資格が再開します
③海外日本人学校派遣の終了	振興会は必要な場合あり	不要	互助会：自動で継続加入 振興会：一時退会している場合は、加入手続が必要です

加入事由	手続		備考 (③～⑨：改めて詳細を3月に通知します)
	互助会	振興会	
④平成29年度以降に、 教育委員会事務局等、国大附属、 県機関へ異動し、今回、 市立小学校等に戻る場合	不要	必要	互助会：自動で加入が再開されるので手続不要です 振興会：加入については、案内文書を別途送付します
⑤平成28年度以前に、 教育委員会事務局等、国大附属、 県機関に異動し、今回、 市立小学校等に戻る場合	必要		互助会・振興会： ・自動に再開されないため、加入手続が必要 ・加入については、案内文書を別途送付します
⑥まだ一度も、互助会・振興会 に加入したことがない場合	必要		令和7年3月31日までに加入申込書を提出すると、 リフレッシュ補助券の配付対象になります
⑦令和7年4月1日付 新採用正規教職員	不要		加入を希望しない方のみ、「加入不承諾書」を 期日までに提出してください
⑧令和7年4月1日付 育児休業代替任期付職員	必要		互助会・振興会：加入について案内文書を別途送付し ます（ただし、振興会は定年年齢までの加入となります）
⑨令和7年4月1日付 臨時的任用職員	必要		互助会・振興会： 互助会ホームページ様式集から、「加入申込書」を ダウンロードして手続してください (ただし、振興会は定年年齢までの加入となります)

3 その他の諸手続等

(1) 永年勤続退職者旅行券引換券

ア 配付時期・配付方法

令和7年3月中旬頃に、所属を通じてお届けする予定です。

イ 旅行社での引換期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※令和7年3月中は、引換ができませんのでご注意ください。

※再任用教職員、任期付等職員が退職する場合は対象外です。

ウ 配付額

勤続年数10年～19年 50,000円

20年～29年 100,000円

30年以上 130,000円

(2) 退職後の団体扱い生命保険及び生活年金共済

種類	再任用職員の場合	勤務しない又は任期付等職員の場合
団体扱い生命保険	団体扱い継続可能	・個人扱いに変更になります ・支払い方法等は契約保険会社に相談してください
生活年金共済	継続加入	自動的に3月末で脱退します

(3) 令和7年4月1日付の人事異動に際し、市立小学校等間での人事異動の場合は、所属変更等の手続は不要です。

【問合せ】 横浜市立学校教職員互助会
電話 045-305-6800 FAX 045-620-9012